

※区分・単位に記載がないものは1時間毎

令和2年4月以降

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%増)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考
1 南部町西伯農村環境改善センター	南部町農村環境改善センター条例(平成16年南部町条例第129号)	大会議室			500	510	523.81	520		
		冷暖房費			200	200	209.52	200		
		小会議室			300	300	314.29	310		
		冷暖房費			200	200	209.52	200		
2 南部町会見農村環境改善センター	南部町農村環境改善センター条例(平成16年南部町条例第129号)	集会室(和室)			400	410	419.05	410		
		冷暖房費			200	200	209.52	200		
		研修室			400	410	419.05	410		
		冷暖房費			200	200	209.52	200		
		調理実習室			300	300	314.29	310		
		冷暖房費			200	200	209.52	200		
3 南部町健康増進施設	南部町健康増進施設等	レークサイドアリーナ		全面	1,000	1,020	1,047.62	1,040		
4 南部町農業者トレーニングセンター	南部町農業者トレーニングセンター条例(平成16年南部町条例第133号)	トレーニングセンターアリーナ		1/2面	500	510	523.81	520		
		トレーニングセンターアリーナ		1/3面	300	300	314.29	310		
南部町農業者トレーニングセンター		トレーニングルーム			200	200	209.52	200		
		武道館			200	200	209.52	200		
		ゲートボール場			無料	無料		削除	施設がないため廃止	
					100	100		削除		
5 南部町農産物加工施設 えぶろん	南部町農産物加工施設条例(平成16年南部町条例第141号)	えぶろん	豆腐加工	1丁	15	15	15.71	15		
		味噌加工	1kg	75	75	78.57	75			
		麴加工	1kg	30	30	31.43	30			
		餅加工	1升	200	200	209.52	200			
		ジャム加工	1kg	50	50	52.38	50			
		ケチャップ加工	1kg	50	50	52.38	50			
		焼き肉のタレ	1kg	50	50	52.38	50			
		そばの製粉	1kg	50	50	52.38	50			
		その他加工	1時間	100	100	104.76	100			
		6 南部町農産物加工施設 めぐみの里	南部町農産物加工施設条例(平成16年南部町条例第141号)	めぐみの里	豆腐加工	1丁	15	15	15.71	15
味噌加工	1kg			75	75	78.57	75			
製粉	1kg			100	100	104.76	100			
餅加工	1升			200	200	209.52	200			
ジャム加工	1kg			50	50	52.38	50			
ゆず酢	1ℓ			100	100	104.76	100			
乾燥物	1回			2,000	2,050	2,095.24	2,090			
真空凍結乾燥機	1回			-	200	203.70	200			
				その他		必要に応じて決定	必要に応じて決定		必要に応じて決定	
7 南部町自然休養村管理センター緑水園	南部町自然休養村管理センター緑水園条例(平成16年南部町条例第132号)			中広間21帖	9時~21時(1回)		3,150	3,240	3,300.00	3,300
		9時~21時(併用)			2,100	2,160	2,200.00	2,200		
		9時~21時(1日)			6,300	6,480	6,600.00	6,600		
		9時~21時(併用)			4,200	4,320	4,400.00	4,400		
		宿泊使用			2,100	2,160	2,200.00	2,200		
		大広間24帖	9時~21時(1回)		4,200	4,320	4,400.00	4,400		
			9時~21時(併用)		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
			9時~21時(1日)		8,400	8,640	8,800.00	8,800		
			9時~21時(併用)		5,250	5,400	5,500.00	5,500		
			宿泊使用		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
		小会議室C	9時~21時(1回)		1,575	1,620	1,650.00	1,650		
			9時~21時(併用)		1,050	1,080	1,100.00	1,100		
			9時~21時(1日)		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
			9時~21時(併用)		2,100	2,160	2,200.00	2,200		
			宿泊使用		1,050	1,080	1,100.00	1,100		
		小会議室A・B	9時~21時(1回)		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
			9時~21時(併用)		2,100	2,160	2,200.00	2,200		
			9時~21時(1日)		6,300	6,480	6,600.00	6,600		
			9時~21時(併用)		4,200	4,320	4,400.00	4,400		
			宿泊使用		2,100	2,160	2,200.00	2,200		
		客室(A・B)	9時~21時(1回)		4,200	4,320	4,400.00	4,400		
			9時~21時(併用)		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
			9時~21時(1日)		8,400	8,640	8,800.00	8,800		
			9時~21時(併用)		6,300	6,480	6,600.00	6,600		
			宿泊使用		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
		客室(C・D)	9時~21時(1回)		4,200	4,320	4,400.00	4,400		
			9時~21時(併用)		3,150	3,240	3,300.00	3,300		
			9時~21時(1日)		8,400	8,640	8,800.00	8,800		
9時~21時(併用)			6,300	6,480	6,600.00	6,600				
宿泊使用			3,150	3,240	3,300.00	3,300				
宿泊		大人			3,780	3,880	3,960.00	3,960		
		小学生			2,730	2,800	2,860.00	2,860		
		小学生未満			1,500	1,660	1,690	1,690	税抜1,537円に2%転嫁	1660/1.08*1.1=1,690円
	入浴料			200	200	209.52	200			

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%舎)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考	
8 南部町林業者等休養福祉施設	南部町林業者等休養福祉施設条例（平成16年南部町条例第145号）	大会議室(80畳)	9時～21時(1回)		8,400	8,640	8,800.00	8,800			
			9時～21時(併用)		5,250	5,400	5,500.00	5,500			
			9時～21時(1日)		16,800	17,280	17,600.00	17,600			
			9時～21時(併用) 宿泊使用		10,500	10,800	11,000.00	11,000			
		小会議室(40畳)	9時～21時(1回)		4,200	4,320	4,400.00	4,400			
			9時～21時(併用)		3,150	3,240	3,300.00	3,300			
			9時～21時(1日)		8,400	8,640	8,800.00	8,800			
			9時～21時(併用) 宿泊使用		6,300	6,480	6,600.00	6,600			
9 南部町森林総合利用促進施設（森林公園）	南部町森林総合利用促進施設条例（平成16年南部町条例第146号）	交流促進センター(全館) キャンプ場炊事棟	1回/1組		1,050	1,080	1,100.00	1,100			
					500	510	523.81	520			
		野営場	1区画翌日まで		600	610		1,100	税抜571円を1,000円とし消費税率10%加算		
		テント貸出	1張翌日まで		1,100	1,130	1,152.38	1,150			
10 レストハウス  バーベキューハウス	南部町森林保養施設条例（平成18年南部町条例第10号）	レストハウス	全館借上		2,100	2,160		削除	指定管理施設のため削除		
		バーベキューハウス	1回1人		105	105		220	税抜100円を200円とし消費税率10%加算		
11 緑水湖湖面利用施設	南部町緑水湖湖面利用施設条例（平成16年南部町条例第149号）	手こぎボート	1隻	30分以内	600	610	628.57	620	利用停止中のため今回は改正なし		
			1隻超過料金	30分毎	300	300	314.29	310			
			当日	時間制限なし	2,000	2,050	2,095.24	2,090			
			足こぎボート	1隻	30分以内	800	820	838.10	830		
		2人乗り	1隻超過料金	30分毎	400	410	419.05	410			
			当日	時間制限なし	2,500	2,570	2,619.05	2,610			
			足こぎボート	1隻	30分以内	1,200	1,230	1,257.14	1,250		
			4人乗り	1隻超過料金	30分毎	600	610	628.57	620		
	当日	時間制限なし	3,500	3,600	3,666.67	3,660					
12 緑水湖教育文化施設（研修館）	南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例（平成16年南部町条例第150号）	大研修室	9時～21時(1回)		4,200	4,320	4,400.00	4,400		1回4時間以内、4時間から1時間毎1,080円	
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			9時～21時(併用)		3,575	3,670	3,745.24	3,740	会場併用の場合540円追加		
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			9時～21時(1日)		8,400	8,640	8,800.00	8,800			
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			宿泊使用		6,300	6,480	6,600.00	6,600			
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
		中研修室	9時～21時(1回)		3,150	3,240	3,300.00	3,300	1回4時間以内		
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			9時～21時(併用)		2,625	2,700	2,750.00	2,750	会場併用の場合540円追加		
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
		9時～21時(1日)	冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			宿泊使用		4,200	4,320	4,400.00	4,400			
			冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当					
			小研修室	9時～21時(1回)		2,100	2,160	2,200.00	2,200	1回4時間以内	
冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当								
9時～21時(併用)		1,575	1,620	1,650.00	1,650	会場併用の場合540円追加					
冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当								
9時～21時(1日)		4,200	4,320	4,400.00	4,400						
冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当								
宿泊使用		3,150	3,240	3,300.00	3,300						
冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当								
厨房調理実習室	1回・1人		100	100	104.76	100	1回4時間以内				
	冷暖房費	使用料の30%相当	使用料の30%相当	使用料の30%相当							
13 南部町バンガロー	南部町バンガロー条例（平成16年南部町条例第151号）	平屋(8人用)	4人以下		13,860	14,250	14,520.00	14,520			
			5人以上1人増すごとに		3,465	3,560	3,630.00	3,630			
		2階建(6人用)	日帰り使用1人		1,575	1,620	1,650.00	1,650			
			4人以下		13,860	14,250	14,520.00	14,520			
			5人以上1人増すごとに		3,465	3,560	3,630.00	3,630			
			日帰り使用1人		1,575	1,620	1,650.00	1,650			
14 南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場	南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例（平成16年南部町条例第152号）	オートキャンプ場	一般サイト（1サイト）	1泊又は1回	3,850	5,000		5,000	平成31年5月に料金改定のため今回は改定なし		
			コインシャワー	1回5分間	200	200		200			
		テント	1張	1泊又は1回	1,000	4,500		4,500			
			椅子	4脚セット	1泊又は1回	-	2,000		2,000		
		寝袋	1個	1泊又は1回	-	1,000		1,000			

※区分・単位に記載がないものは1時間毎

令和2年4月以降

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%含)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考			
1 南部町総合福祉センターいこ荘	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)	大広間			500	510	523.81	520		【参考】他町村の調理室 日吉津750円~1,125円/時間 中山公民館、こうれいコミュニティセンター1,100円/回~1,650円 岸本公民館、溝口公民館 600円/時間 二部公民館、日光公民館 300円/時間			
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		教養娯楽室			300	300	314.29	310					
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		会議室			400	410	419.05	410					
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		生活相談室			300	300	314.29	310					
冷暖房費			200	200	209.52	200							
		調理室			-	-	-	310	町内他施設と同額				
		冷暖房費			-	-	-	200	町内他施設と同額				
2 南部町総合福祉センターしあわせ	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)	大会議室			500	510	523.81	520					
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		和室			300	300	314.29	310					
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		小会議室			400	410	419.05	410					
		冷暖房費			200	200	209.52	200					
		プール	法人 年会員	大人	50,000	51,420	52,380.95	52,380					
				中学生以下	1,000,000	1,028,570	1,047,619.05	1,047,610					
				大人 月会員	40,000	41,140	41,904.76	41,900					
				中学生以下	25,000	25,710	26,190.48	26,190					
				家族(夫婦子2人)	100,000	102,850	104,761.90	104,760					
				大人 月会員	4,000	4,110	4,190.48	4,190					
		プール	中学生以下 月会員	大人	2,500	2,570	2,619.05	2,610					
				中学生以下	10,000	10,280	10,476.19	10,470					
				家族(夫婦子2人)	4,000	4,110	4,190.48	4,190					
				大人 当日会員	500	510	523.81	520					
				中学生以下	300	300	314.29	310					
				中学生	300	300	314.29	310					
		トレーニングルーム	大人 年会員	大人	30,000	30,850	31,428.57	31,420					
				中学生	20,000	20,570	20,952.38	20,950					
大人 月会員	3,000			3,080	3,142.86	3,140							
中学生	2,000			2,050	2,095.24	2,090							
大人 当日会員	300			300	314.29	310							
トレーニングルーム	中学生 当日会員	大人	300	300	314.29	310							
		中学生	200	200	209.52	200							
		大人 年会員	45,000	46,280	47,142.86	47,140							
		中学生	30,000	30,850	31,428.57	31,420							
		大人 月会員	4,500	4,620	4,714.29	4,710							
プール・トレーニングルーム共通利用	中学生 月会員	大人	4,500	4,620	4,714.29	4,710							
		中学生	3,000	3,080	3,142.86	3,140							
		大人 当日会員	600	610	628.57	620							
		中学生	400	410	419.05	410							
		中学生	400	410	419.05	410							
スイミングスクール	大人 年会員	大人	50,000	51,420	52,380.95	52,380							
		中学生以下	40,000	41,140	41,904.76	41,900							
		大人 月会員	5,000	5,140	5,238.10	5,230							
		中学生以下	4,000	4,110	4,190.48	4,190							
3 南部町総合福祉センターいこ荘	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)	入浴料		大人(60歳未満)	200	200	209.52	200					
					4 南部町総合福祉センターしあわせ	南部町総合福祉センターしあわせ		小・中学生、60歳以上	100	100	104.76	100	
					小学生未満				無料	無料	無料	無料	
5 あいみドーム	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)				1,000	1,020	1,047.62	1,040		おおくにに同じ			
6 デイサービスセンターしあわせ	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)	利用料	年間		2,900,000	2,982,850	3,038,095.24	3,038,090					
7 デイサービスセンターいこ荘	南部町総合福祉センター条例(平成17年南部町条例第9号)	利用料	年間		2,850,000	2,931,420	2,985,714.29	2,985,710					
8 南部町介護研修施設	南部町介護研修施設条例(平成16年南部町条例第108号)	宿泊	1人当たり	1泊につき	2,500	2,570	2,619.05	2,610					
9 南部町介護予防拠点施設(交流会館)	南部町介護予防拠点施設条例(平成18年南部町条例第9号)	大広間	洋室		400	410	419.05	410					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					
		和室	6畳		300	300	314.29	310					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					
		和室	8畳		300	300	314.29	310					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					
10 南部町高齢者自立訓練センター	南部町高齢者自立訓練センター条例(平成16年南部町条例第109号)	運動・交流スペース	1階		400	410	419.05	410					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					
		研修室	1階		300	300	314.29	310					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					
		生活訓練室	2階		300	300	314.29	310					
		冷暖房料			200	200	209.52	200					

※区分・単位に記載がないものは1時間毎

令和2年4月以降

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%含)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考	
1 両長田ふれあい 会館	南部町立上長田、東 長田地区集会施設条 例(平成16年南部 町条例第81号)	会議室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
2 上長田会館		集会室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		和室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
3 青年の家		集会室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		和室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
4 南部町立東西町コ ミュニティセンター		南部町立東西町コミュニテ ィセンター条例(平成16年南部 町条例第82号)	室使用料	全ての室		300	300	314.29	310		
		冷暖房料				200	200	209.52	200		
5 南部町立ふるさ と交流センター	南部町立ふるさと交 流センター条例(平 成16年南部町条例 第83号)	グラウンド	町民 町民外		無料 300	無料 300	314.29	無料 310			
		会議室			400	410	419.05	410			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		和室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		調理室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
	体育館			全面 1/2面 1/3面	1,000 500 300	1,020 510 300	1,047.62 523.81 314.29	1,040 520 310			
6 南部町立おおく に田園スクエア	南部町立おおくに 田園スクエア条例 (平成16年南部 町条例第84号)	交流室			400	410	419.05	410			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		研修室(A・B)			400	410	419.05	410			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
		調理実習室			300	300	314.29	310			
		冷暖房料			200	200	209.52	200			
7 南部町民おおく に農山村広場			町民 町民外		無料 300	無料 300	314.29	無料 310			
8 南部町民おおくにコ ミュニティ運動施設				全面 1/4面	1,000 250	1,020 250	1,047.62 261.90	1,040 260			
9 南部町賀野地域 交流拠点施設	南部町賀野地域 交流拠点施設条 例(平成30年 南部町条例第3 号)	ワークショップ スペース大			-	400	407.41	410	他施設と同様に410円 に改定		
		冷暖房料			-	200	203.70	200			
		ワークショップ スペース小			-	300	305.56	310			
		冷暖房料			-	200	203.70	200			
		カフェスペース	テナント利用料金	1月あたり	-	22,000		22,400	m <sup>2</sup> 単価の改定	1,120円/m <sup>2</sup> ×20m <sup>2</sup>	
		チャレンジオフィス ベース1			-	4,400		4,480	1,100円/m <sup>2</sup> ÷ 1.08×1.1= 1120.37円 →1,120円/m <sup>2</sup>	1,120円/m <sup>2</sup> ×4m <sup>2</sup>	
		チャレンジオフィス ベース1			-	4,400		4,480			
	チャレンジオフィス ベース1			-	4,400		4,480				
	チャレンジオフィス ベース1			-	4,400		4,480				
10 南部町交流の館	南部町交流の館条例 (平成16年南部町条 例第99号)	使用料	年額	交流の館 (一部)	89,460	92,010	93,720.00	93,720			

※区分・単位に記載がないものは1時間毎

令和2年4月以降

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%含)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考	
1 南部町民野球場	南部町体育施設条例(平成16年南部町条例第88号)				1,000	1,020	1,047.62	1,040			
2 南部町民運動場			町民		無料	無料	無料	無料			
3 南部町金田ゲートボール場			町民		無料	無料	無料	無料			
			町外		100	100	104.76	100			
4 南部町東長田山村広場					300	300	314.29	310			
5 南部町東西町スポーツ広場					無料	無料	無料	無料		令和元年度まで建設課所管だが令和2年度より教育委員会所管予定	
6 南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター				-	300	314.29	310	他施設と同額に改正			
7 南部町民体育館	南部町立学校施設使用条例(平成17年南部町条例第11号)			全面	1,000	1,020	1,047.62	1,040			
8 西伯小学校屋内運動場			全面		400	410	419.05	410	全面の1/2の額を10円未満切捨	【伯耆町】 学校体育館700円 運動場520円、ナイター1,050円 【大山町】 小学校体育館 使用料110円+照明料220円 中学校体育館 使用料220円+照明料440円 グラウンド 1,100円 【米子市】 屋内運動場・講堂(1,280円~1,920円)900㎡以上 屋内運動場・講堂(620円~1,920円)900㎡未満	
			半面		200	200	209.52	200			
9 会見小学校屋内運動場			全面		400	410	419.05	410	全面の1/2の額を10円未満切捨		
			半面		200	200	209.52	200			
10 法勝寺中学校屋内運動場			全面		600	610	628.57	620	全面の1/2の額		
			半面		300	300	314.29	310			
11 南部中学校屋内運動場			全面		600	610	628.57	620	全面の1/2の額		
			半面		300	300	314.29	310			
12 南部町営西伯カントリーパーク		南部町営西伯カントリーパーク条例(平成16年南部町条例第89号)	野球場	一般	午前	3,300	3,390	3,457.14	3,450	改正後の1時間あたり1,150円×3時間分	
					午後	5,500	5,650	5,761.90	5,750	改正後の1時間あたり1,150円×5時間分	
					夜間	4,400	4,520	4,609.52	4,600	改正後の1時間あたり1,150円×4時間分	
	照明料				10,500	10,800	11,000.00	11,000			
	練習				1,100	1,130	1,152.38	1,150			
	本部席			午前・午後	100	100	104.76	100	前回改正と同様に10円未満切捨とし改正なし		
				夜間	150	150	157.14	150			
	放送設備			午前・午後	80	80	83.81	80			
				夜間	100	100	104.76	100			
	スコアボード及び操作盤			午前・午後	120	120	125.71	120			
				夜間	180	180	188.57	180			
	審判員室			午前・午後	100	100	104.76	100			
			夜間	120	120	125.71	120				
	休憩室		午前・午後	100	100	104.76	100				
			夜間	120	120	125.71	120				
	冷暖房設備			150	150	157.14	150				
	ピッチングマシン			-	540	-	550	H27導入設定時の現行額に10%を転嫁			
	庭球場		使用料	全時間	300	300	314.29	310			
			照明料		600	610	628.57	620			
	ゲートボール場		町民		無料	無料		無料			
町外			100	100		100					
多目的広場	町民		無料	無料		無料					
	町外		300	300	314.29	310					
ラジコン広場	町民		無料	無料		無料					
	町外		100	100		100					
他の者の施設設置及び管理(営業行為を行う場合)	営業行為を行う場合	1日1平方メートルにつき円以下で町長が定める額	520	530	544.76	540	10円未満切捨				
	その他の場合	1日10平方メートルにつき	23	23	24.10	24	前回同様に1円未満切捨				
工作物等の施設設置	占有料(電柱等)	1本につき1年	1,170	1,200	1,225.71	1,220	10円未満切捨	県 1,500円、1,620円 米子630円~1,300円			
	占有料(街灯等)	1本につき1年	630	640	660.00	660					
	占有料(変圧塔その他これに類するもの)	1平方メートルにつき1年	1,910	1,960	2,000.95	2,000		県 送電塔900円~972円 米子1,100円			
	占有料(水道管・下水道管・ガス管その他これらに類するもの)	・外径 0.2メートル未満のもの1メートルにつき1年		80	80	83.81	80		県75円~162円 米子24円~67円		
		・外径 0.2メートル以上0.4メートル未満のもの1メートルにつき1年		160	160	167.62	160		県300円、324円 米子100円~130円		
	・外径 0.4メートル以上1メートル未満のもの1メートルにつき1年		430	440	450.48	450		県760円、820円 米子240円~340円			
	・外径 1メートルにつき1年		870	890	911.43	910		県1370円、1479円 米子670円			

施設名	条例	室使用料	区分	単位	前回改正前(5%含)	現行(8%対応後)	改正前/1.05×1.1	改正後(10%対応後)	今回改定の考え方	備考		
13 南部町公民館	南部町公民館条例(平成19年南部町条例第16号)	工作物等の施設設置	占有料(公共電話所等)	1個につき1年	1,910	1,960	2,000.95	2,000		県1500円、1620円 米子1,100円		
			占有料(郵便差出箱)	1個につき1年	750	770	785.71	780		県460円、496円 米子470円		
			占有料(道路・防火水槽等で地下に設けるもの)	1平方メートルにつき1年	890	910	932.38	930				
			占有料(架空線・橋梁・さく道等上空に設けるもの)	1平方メートルにつき1年	1,430	1,470	1,498.10	1,490				
			占有料(建築物)	1平方メートルにつき1年	1,730	1,770	1,812.38	1,810				
			占有料(標識類・恒常的なもの)	1基につき1年	1,520	1,560	1,592.38	1,590		県1500円、1620円 米子900円		
			占有料(競技会・展示会・博覧会等の仮設工物)	1平方メートルにつき1月	310	310	324.76	320				
				1平方メートルにつき1日	30	30	31.43	30				
			占有料(工事用仮囲い・足場・詰所その他の工事用施設)	1平方メートルにつき1月	310	310	324.76	320				
			占有料(工事用材料置場)	1平方メートルにつき1月	220	220	230.48	230		米子200円		
		公園内行為	使用料(物品の販売・宣伝・募金その他これらに関するもの)	1日につき	940	960	984.76	980		県410円/日 米子100円/日		
			使用料(業として行う写真の撮影)	1台1日につき	940	960	984.76	980		米子1,080円/月、200円/日		
			使用料(業として行う映画の撮影及び興行)	1日につき	9,450	9,720	9,900.00	9,900		米子 映画1,080円/日 興行20円/日		
			使用料(競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに関する催物(仮設工物を設けて行うものを除く。))	1日につき	9,450	9,720	9,900.00	9,900				
13 南部町公民館	南部町公民館条例(平成19年南部町条例第16号)	ホール		500	510	523.81	520	室料 10円未満切捨 冷暖房費 前回同様に10円未満切捨し改正なし				
		冷暖房費		200	200	209.52	200					
		会議室A		300	300	314.29	310					
		冷暖房費		200	200	209.52	200					
		会議室B		300	300	314.29	310					
		冷暖房費		200	200	209.52	200					
		控室		200	200	209.52	200					
		冷暖房費		200	200	209.52	200					
南部町公民館さいはく分館	南部町公民館条例(平成19年南部町条例第16号)	大集会室		400	410			施設整備後に改定予定				
		冷暖房費		200	200							
		中集会室		300	300							
		冷暖房費		200	200							
		研修室		300	300							
		冷暖房費		200	200							
		和室		300	300							
		冷暖房費		200	200							
		婦人室		300	300							
		冷暖房費		200	200							
14 南部町板祐生記念館	南部町祐生出合いの館条例(平成16年南部町条例第80号)	展示室		1日	3,150	3,240	3,300.00	3,300	1日の半額	記念館の入館料は美術館目的だけでなく板祐生の顕彰を行うなど教育文化的な面もあるため改正しない。 前回改正なし		
				半日	1,570	1,610		1,650				
		研究室		1日	1,570	1,610	1,644.76	1,640	1日の半額			
				半日	780	800		820				
		常設展示	個人	小中学生		無料	無料		無料		記念館の入館料は美術館目的だけでなく板祐生の顕彰を行うなど教育文化的な面もあるため改正しない。	
				高校大学生		200	200		200			
				一般		300	300		300			
				団体(15人以上)	小・中学生		無料	無料				無料
					高校・大学生160円		160	160				160
		一般		240	240		240					
特別展示	(個人・団体共)		1,000円を超えない範囲で町長が定める	1,000円を超えない範囲で町長が定める		1,000円を超えない範囲で町長が定める						